

# 暴力団等による不当介入に関する通報・報告について

平成26年3月  
財 政 課

男鹿市では、市発注の建設工事及び建設コンサルタント業務等により暴力団が利益を得ることとならないよう、工事及び建設コンサルタント業務等の「契約事項」に暴力団排除に関する条項を設けているところですが、更なる取組みとして、受注者が契約の履行に関し、暴力団等による不当介入を受けた場合には、警察への通報及び発注者への報告を行うことを義務付ける規定を追加します。

## 1 通報・報告について

受注者は、市発注工事等の履行に関し、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）による妨害又は不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、警察への通報及び発注者への報告を行ってください。

※ 不当介入の具体例

- ・ 現場管理上の問題に起因した言いがかり
- ・ 挨拶料、迷惑料等の不当な金銭の支払い要求
- ・ 下請け工事参入や資材納入の強要

## 2 通報・報告を怠った場合

受注者が、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず通報・報告を怠った場合で、男鹿市建設工事入札参加者指名停止基準に該当すると認められるときは、指名停止を行うことがあります。

## 3 適用時期

平成26年4月1日以降に入札公告等を行う工事等の契約から適用します。